

# うるま市教育大綱

平成 29 年 4 月

うるま市

## 目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	大綱の期間と構成・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	大綱について ～本市の将来像・教育の基本目標～	3
4	教育施策～目指す姿～	4
	1 幼児教育	
	2 学校教育	
	3 学校教育施設	
	4 青少年健全育成	
	5 生涯学習	
	6 生涯スポーツ・スポーツ振興	
	7 芸術・文化	
	8 歴史・文化財	

## 1 はじめに

平成 26 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成 27 年 4 月から新しい教育委員会制度が始まりました。

この改正に基づき開催する「総合教育会議」において、市長と教育委員会との両者間で協議・調整を行い、教育施策の方向性等を共有したうえで、教育行政推進の基本となる「うるま市教育大綱」（以下「大綱」という。）を平成 27 年 10 月に策定し、今まで以上に教育施策の方向性や目標を明確にして、総合的に推進してきました。

本大綱は、平成 29 年 3 月に「第 2 次うるま市総合計画・前期基本計画」が策定されたのを受け、本市の将来像である「愛してます 住みよいまち うるま」を実現すべく、「郷土に誇りをもち、未来を拓く人づくり」を基本目標として、総合的な教育施策の方針を定めるものであります。

## 2 大綱の期間と構成

(1) 大綱の期間は、「第 2 次うるま市総合計画・前期基本計画」の計画期間にあわせ、平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までとします。

ただし、この期間において、教育分野を含む状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

(2) 大綱の構成にあたっては、次の①～③を考慮しました。

①市長の教育に関する考えや公約を踏まえて策定します。

②市総合計画の教育に係る施策を中心に、関連する事項を踏まえて策定します。

③大綱は教育基本法第 17 条に規定する基本的な方針を参酌し定めます。

「基本的な方針」とは、国の第 2 期教育振興基本計画における「4 つの基本的方向性」及び「8 つの成果目標」であり同方針を参考にします。

### 3 大綱について

#### 本市の将来像

愛しています 住みよいまち うるま

うるま市では、これまで推進してきた市民協働によるまちづくりを踏まえながら、豊かな自然や多くの先人によって培われてきた歴史・文化など、貴重な地域の資源を生かしながら、人と人のつながりを大切に、子供からお年寄りまですべての人が地域への愛着と誇りを持ち、笑顔で安心していきいきと暮らせる魅力あるまちを目指します。

#### 教育の基本目標

郷土に誇りをもち、未来を拓く人づくり

未来を拓く人材を育成するため、「学校の力」「家庭の力」「地域の力」を発揮し、未来を担う子どもたちが「生きる力」を身に付け、高い志を持てる人づくりを目指します。

また、すべての市民が生涯学習やスポーツを通し、生きがいのある心豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

先人の残した歴史・文化遺産を大切に保護し、それを活用するとともに、その歴史・文化遺産を次代へ継承していけるまちを目指します。

## 4 教育施策～目指す姿～

### 1. 幼児教育

☆子どもたちに健康・安全で文化的な生活、豊かな遊びを保障し、心身の調和のとれた発達を目指すとともに、健全な人間形成の基礎を培う幼児教育を目指します。

#### (1) 幼児教育の充実

#### (2) 幼児教育環境の整備・充実

#### (3) 幼稚園・保育所等・小学校との連携

#### (1) 幼児教育の充実

- ①人格形成の基礎が培われる重要な時期における教育として、幼児期の発達の特性を踏まえた「生きる力」の基礎の育成を目指した、遊びを通しての総合的な指導の充実を図ります。
- ②家族や地域社会との交流や連携、連続性を保ちつつ、幼児期の教育への理解が深まるよう、開かれた保育所・幼稚園づくりを目指します。
- ③障がいのある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、他の子どもと平等な教育のために「合理的配慮」<sup>※1</sup>の考えに基づき、教育環境の整備等支援体制の充実に努めます。
- ④未就園児<sup>※2</sup>やその保護者同士がともに交流し、相談ができる場を提供するなど、幼稚園を地域における幼児教育の拠点として位置づけ、子育て支援機能を充実します。
- ⑤幼稚園における複数年保育（3・4・5歳児）の実施及び充実については、既存施設の規模等を考慮しながら計画的に推進します。

#### (2) 幼児教育環境の整備・充実

- ①質の高い保育の提供、幼児教育の振興を図るため、幼稚園教諭研修会の充実を図ります。
- ②子どもたちが人格形成の基礎を育むことのできる設備や教材等の整備を図るとともに、安全安心な環境づくりに努めます。

### (3) 幼稚園・保育所等・小学校との連携

- ① 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所等と小学校との情報を共有し連携を図る環境づくりに努めます。
- ② 各家庭の幼児教育・保育に対する多様なニーズに応えるため、認定こども園の導入を関係機関と連携を深めながら、推進します。

※1 合理的配慮：設置者と本人・保護者により、発達段階を考慮しつつ、人的配慮や施設改善等、可能な限り合意形成を図り、幼児一人ひとりの障がいやニーズ等に応じていくこと。

※2 未就園児：幼稚園や保育所に在園していない3歳前の子ども。

## 2. 学校教育

☆主体的に学習し、基礎的学力・課題解決力を身に付け、たくましく生きる心身とともに健康な児童生徒の教育を目指します。

### (1) 学校教育内容の充実

### (2) 教育環境の整備・充実

### (3) 支援・相談体制の充実

### (1) 学校教育内容の充実

- ①学習指導要領改訂を踏まえ、カリキュラムマネジメント及びアクティブラーニング※1の効果的実践を通して、「確かな学力」の向上に努めます。
- ②児童生徒の道徳性の育成や望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るため、道徳教育及び特別活動の充実に努めます。
- ③学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、学ぶ意欲を向上させるなどキャリア教育の充実に努めます。
- ④基本的な生活習慣や生活態度を育て、心豊かで明るく伸びやかな児童生徒の育成に努めます。
- ⑤平和教育や人権教育、福祉教育や思春期教室の充実に努め、生命や人権を尊重する思いやりのある心を育みます。
- ⑥障がいのある児童生徒が自立し、社会参加するための基盤を培う教育の充実に努めます。
- ⑦健康で心豊かな人を育むため、学校給食を通じて児童生徒への食に関する指導を充実するとともに、食の安全・安心・信頼性の確保に努めます。  
また、学校体育やスポーツに親しみ、健康や体力の保持増進の基礎づくりを進めます。
- ⑧自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、安全な社会づくりに貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全確保に努めます。
- ⑨国際理解教育・外国語教育、情報教育の充実を図るとともに、児童生徒の国際交流事業を推進し、国際社会の中で活躍できる人材の育成に努めます。

- ⑩各学校や地域の実態を踏まえつつ、地域教育資源の発掘や活用を進め、児童生徒が自ら体験し、学び取ることができる総合的な学習の時間や環境教育の充実に努めます。
- ⑪地域と共にある学校づくりを実現し、未来を担う子どもたちの豊かな成長に資するため、市民協働学校（コミュニティ・スクール）※2制度の市内小中学校への導入を目指します。
- ⑫へき地・小規模校では、小中連携し合い、地域に最も適した特色ある教育のあり方を調査・研究していきます。
- ⑬教職員のライフステージに応じた研修の機会を確保し、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究及び研修の充実に努めます。

## （2）教育環境の整備・充実

- ①2014（平成 26）年度に導入した電子黒板等の ICT※3 を効果的に活用するため、教師に対する ICT 活用研修等を実施し、ICT 活用指導力の向上を図り児童生徒の学力向上に取り組みます。
- ②校務支援ソフトなどの整備により業務改善を図ることで、教職員が持っている力を高め、その能力を十分に発揮し、教師が児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。
- ③将来的な児童生徒数の推移等を考慮した学校規模の適正化と適正配置を進め、教育環境の整備と学校教育の充実に努めます。また、学校通学区の見直し及び弾力化については、地域住民の意見を考慮しながら取り組みを進めます。

## （3）支援・相談体制の充実

- ①教育上の悩みを持つ子どもや保護者及び教師の相談に対応できるよう、教育相談室や適応指導教室など各種相談機能の充実に努め、不登校児童生徒の学校復帰や将来の社会的自立の支援に努めます。
- ②子どもたちの安心な学校生活を確保するため、「うるま市いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域関係機関と連携を図り、いじめ防止等の対策に努めます。
- ③経済的な悩みを持つ保護者のために、就学援助制度や相談機能の充実に努め、関係機関との連携に努めます。
- ④学習支援員や特別支援ヘルパー、ALT※4 など、個々の教育ニーズに応じた教育支援事業の充実に努めます。

⑤児童虐待の予防や早期発見・早期対応ができるよう、学校や地域、関係機関との連携に努めます。

- ※1 アクティブラーニング：従来の、教員を主体とした一方的な授業形式と異なり、学習者が主体をもって能動的に思考する、参加型の学習。
- ※2 コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。
- ※3 ICT：情報・通信に関する技術。
- ※4 ALT：外国語を母国語とする外国語指導助手。

### 3. 学校教育施設

☆子どもたちが安全・安心して学校生活を過ごせる環境整備を目指します。

学校教育施設の整備・充実

学校教育施設の整備・充実

- ①老朽化に伴う小学校、中学校及び幼稚園の学校教育施設の改修を計画的に進め、子どもたちが過ごしやすい環境づくりに努めます。
- ②小中学校校舎等の耐震化は、地震時において将来を担う児童・生徒の安全・安心を維持しながら、生命を守るとともに災害時における地域の避難所にもなることから、緊急度を考慮しつつ継続的に耐震改修の推進を図ります。
- ③特別教室や多目的教室などの整備や障がいのある児童・生徒にも十分配慮したバリアフリーの整備に努めます。
- ④市立学校給食センター基本計画に基づき、老朽化した給食センターについては、受配校の数、児童生徒数、配送距離等を考慮して既存施設の統廃合や整備等を実施しつつ、安全・安心な給食の提供に努めます。また、調理等業務の一部民間委託について、引き続き検討します。

## 4. 青少年健全育成

☆学校、家庭、地域社会が連携して、青少年の健全育成に努め、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに成長できる体制づくりを目指します。

### (1) 青少年健全育成支援体制の整備

### (2) 非行防止対策・自立支援の推進

#### (1) 青少年健全育成支援体制の整備

- ①青少年が心豊かな人間性を育むため、青少年健全育成協議会など、青少年育成団体の活動を支援するとともに、これらの団体と学校、家庭、地域社会との連携強化を進めます。
- ②青少年の体験活動のための育成者の確保に努め、指導者に必要な知識、技術の研修を行うなど、地域の指導者養成を図ります。
- ③子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに成長できるよう、スポーツ・レクリエーション、文化活動等の場の確保に努めます。
- ④子どもたちの放課後の安心・安全な生活の場を確保するため、関係機関と連携を図りながら居場所づくりに努めます。

#### (2) 非行防止対策・自立支援の推進

- ①青少年の非行防止のため、相談や指導体制の充実を図り、街頭での帰宅指導や不登校児童生徒への登校指導を推進します。また、再び非行を犯さないよう、地域の人々や関係機関、関係団体と連携を図りながら、多様な立ち直りの支援を推進します。
- ②成長期にある青少年の直面する様々な問題について、相談を受け、発達過程に対応した必要な指導・助言を行い、問題の早期発見に努めます。
- ③家庭や地域社会が一体となって青少年の健全な生活習慣づくり、倫理観や自制心の育成を支援するために、「青少年の深夜はいかい防止」や「未成年者飲酒防止」等にかかる取り組みを継続して推進します。
- ④青少年がボランティア活動などを通して、社会のルールや自ら考え行動する力を身に付け、社会的に自立できるよう支援します。

## 5. 生涯学習

☆生涯にわたって学習活動に取り組み、学習の成果をまちづくりに生かせる「生涯学習のまちづくり」を目指します。

### (1) 生涯学習機会の充実

### (2) 生涯学習活動の支援

### (3) 社会教育関係団体等の育成・支援

#### (1) 生涯学習機会の充実

- ①まちづくり生涯学習推進基本計画に基づき、「いつでも、どこでも、誰でも」学べる生涯学習環境づくりに努めます。
- ②「生涯学習・文化振興センター（ゆらてく）」については、市民の生涯学習・文化継承の拠点として、各種サークル活動の促進や各世代への学習機会の提供を図り、生涯学習環境の充実を図ります。また、地区公民館などの公共施設を活用し、大人から子どもまで、幅広い世代が生涯学習意欲を高められるよう、魅力的な各種生涯学習講座等の充実を図ります。伝統芸能の保護継承についても隣接する市民芸術劇場と連携をとり、文化振興の一翼を担います。
- ③各種生涯学習団体やサークル活動などの取り組みを広報紙やホームページなどで情報提供し、市民の参画機会の向上を図ります。
- ④図書館においては、市民が必要とする情報を提供できるよう職員の資質向上や市民ニーズに対応した図書館サービスの充実を図ります。

#### (2) 生涯学習活動の支援

- ①市民ニーズに応じた学習機会を提供できるよう、講座・教室などのあり方を工夫します。
- ②生涯学習フェスティバルなど学習成果の発表機会の充実や学びを通じた交流活動について、それぞれの実情に応じた適切な支援を実施します。

### (3) 社会教育関係団体等の育成・支援

- ①子どもの相談、支援を行う人材の確保については、関連する機関との連携を図りながら相談者・支援者の発掘・育成を行います。
- ②知の循環型社会の構築に向けての人材育成を図るとともに、生涯学習人材バンクについては、学校・自治会等と連携しながら地域で活動するボランティアの登録を促進し、制度の周知に努めながら活用率の向上を目指します。
- ③既存の社会教育関係団体・NPO等と連携を図りつつ、推進団体や組織の育成を図ります。
- ④社会教育関係団体の支援を図るため、活動機会の拡充にかかる各種支援や生涯学習人材バンクの登録者の紹介など情報提供及び発信を行います。

## 6. 生涯スポーツ・スポーツ振興

☆生涯を通じて健康維持・増進やレクリエーションを目的にスポーツ活動に取り組むとともに、スポーツ競技選手の競技力向上を目指します。

### (1) スポーツ環境の整備・充実

### (2) スポーツに気軽に参加できる機会の確保

### (3) 指導者の育成・確保

### (1) スポーツ環境の整備・充実

- ①市民がスポーツにより一層親しめるよう、良好な環境の社会体育施設を提供するため施設の適切な維持管理を行うとともに、学校施設の夜間開放事業を促進する等、施設の有効活用を図ります。
- ②老朽化した社会体育施設については、更新も含め、機能の重複した施設の集約化や異なる機能の複合化などについて、検討します。

### (2) スポーツに気軽に参加できる機会の確保

- ①市民のスポーツに関する自発的な活動を支援するため、それぞれの体力、年齢、技術、目的に応じて「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」を基本とし、スポーツに気軽に参加できる機会の確保に努めます。
- ②スポーツ大会やスポーツ教室などの事業を展開し、生涯スポーツの活性化と充実を図ります。

### (3) 指導者の育成・確保

- ①体育協会やNPO等との連携を図りつつ、推進団体・組織の育成を図ります。
- ②指導者の育成強化やトップアスリートを活用したスポーツ教室を行い、競技力向上を目指します。

## 7. 芸術・文化

☆伝統芸能、創作芸能・芸術に触れ合い、伝統芸能の保存・継承や市民文化の振興を目指します。

### (1) 市民文化活動の推進

### (2) 文化施設・設備の有効利用

#### (1) 市民文化活動の推進

- ①うるま市文化協会等と連携し市民向けの各種展示会や文化祭等を開催し、市民が伝統芸能や芸術・文化へふれあえる機会をつくとともに、文化活動に対する支援を図ります。また、各地域の伝統文化について情報発信に努めます。
- ②文化団体への加入促進については、ホームページや広報誌などを活用し、引き続き情報発信を行い、啓発活動に努めます。

#### (2) 文化施設・設備の有効利用

- ①公共文化ホールについては、他市の情報を収集するとともに、公共施設マネジメント計画の方向性等を踏まえ、集約化も含めた整備・更新計画を立案・策定します。
- ②質の高い鑑賞機会の提供については、計画的な企画立案に努め、参加者のアンケートなどにより市民ニーズに沿った芸術・文化の鑑賞機会の提供に努めます。
- ③公共文化施設については、施設管理、運営（自主事業の企画等）を含め、指定管理者制度の活用について検討します。

## 8. 歴史・文化財

☆文化財の保護・保全、伝統文化の継承・活用により、郷土に愛着と誇りのもてるまちづくりを目指します。

### (1) 文化財の保護と活用

### (2) 伝統文化の継承

### (1) 文化財の保護と活用

- ①市内文化財の保護・整備を推進し、地域住民の歴史学習に寄与し、郷土に愛着と誇りをもたらします。また、歴史資源を活用することにより、経済波及効果や地域活性化を促進します。
- ②世界文化遺産の勝連城跡については、歴史的環境の保全を図ります。また、城壁や城門などの復元整備を進めるとともに、歴史学習のできる環境整備を進めます。さらに、各種講座の開催や学校教育における歴史学習の推進を図るとともに、観光振興や地域活性化など、様々な場面で積極的な活用を進めていきます。
- ③市内各地に残るさまざまな埋蔵文化財の保護及び発掘調査等を継続的に進めるとともに、新たな文化財の指定等については、調査を進めながら文化財の現状に応じて適切に対応します。

### (2) 伝統文化の継承

- ①無形民俗文化財などの伝統芸能の保存・継承に努めます。
- ②文化財案内ボランティアガイドなど、地域住民の参加による歴史資源のPR活動を図るとともに、ボランティアの継続的な活動ができるよう、ガイドの有償化やガイドブックの販売等、自主運営が可能な仕組みづくりを支援します。
- ③先史時代から現代に至るまでの歴史を「うるま市史」として綿密な調査や歴史資料等に基づき編さんするとともに、後世に引き継ぐ学問的遺産として事業を推進します。
- ④歴史資料館については、資料の収集・整理・保管や展示公開・教育普及の推進に取り組み、資料館活動の充実に努めます。